

農業信用基金協会の抵当権設定登記等の税率の軽減 《登録免許税》

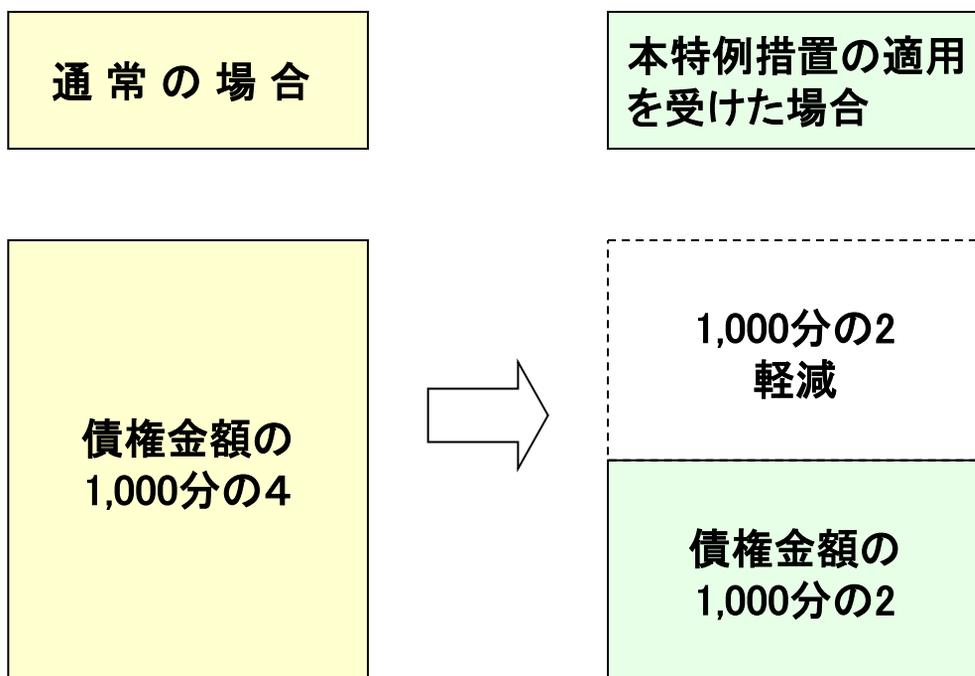
1. 特例の対象者

農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)の保証を受けるため、不動産担保に係る抵当権の設定登記を行う農業者等。

2. 特例の内容

通常、抵当権の設定登記をする場合には、債権金額(課税標準)に対して1,000分の4(税率)の登録免許税が課税されますが、農業者等が基金協会の保証を受けるため、基金協会を抵当権者として設定する登記については、税率が1,000分の2に軽減されます。

なお、基金協会の保証を受けるための抵当権の設定であっても、金融機関を抵当権者とする登記、代位弁済があった場合に基金協会に抵当権を移転する場合の登記は、この特例の対象にはなりません。



※ 適用期限 令和10年3月31日まで

3. 特例の効果

本特例措置は、基金協会の保証を受けて金融機関から必要な資金を借り入れる農業者等の借入当初の経費負担を軽減するものです。

〈例示〉

2,000万円の保証(貸付)を受けるため、不動産担保(土地)について、同額の抵当権の設定登記をする場合。

〈通常の税額〉
 $2,000\text{万円} \times 4 / 1,000$
 $= 8\text{万円}$

〈特例措置による税額〉
 $2,000\text{万円} \times 2 / 1,000$
 $= 4\text{万円}$

2,000万円の抵当権設定登記の場合、本特例措置により、



$8\text{万円} - 4\text{万円} = \underline{4\text{万円の効果}}$

担当部署	農林水産省経営局金融調整課 農林漁業信用基金班
お問い合わせ先	(代表)03-3502-8111(内線)5250 (直通)03-6744-2171